

障害福祉関係ニュース 平成27年度2号

(障害福祉制度・施策関連情報) 通算319号
(平成27年6月30日発行)

本ニュースは、全社協 高年・障害福祉部に事務局をおく、セルフ協・身障協・厚生協・全救協・障連協の協議員・役員・構成団体、ならびに都道府県・指定都市社協に電子メールにてお送りしています。

[発行] 全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2
新霞が関ビル内
TEL:03-3581-6502 FAX:03-3581-2428
E-MAIL: z-shogai@shakyo.or.jp

◆◆◆ 今号の掲載内容 ◆◆◆

Ⅰ. 障害福祉制度・施策関連情報

- | | | |
|---|---|-------|
| 1 | 社会保障審議会障害者部会において障害者総合支援法施行3年目途の見直しに関する計45関係団体のヒアリングが終わる ～次回以降、個別論点の協議へ～ | …P. 1 |
| 2 | 第21～22回障害者政策委員会とワーキングセッションによるテーマ毎の検討が進められる ～次回から「議論の整理」へ～ | …P. 3 |
| 3 | 財政制度等審議会「財政健全化計画等に関する建議」とりまとめ | …P. 5 |
| 4 | 社会福祉法人広報強化セミナー受講者募集 | …P. 8 |

Ⅰ. 障害福祉制度・施策関連情報

1. 社会保障審議会障害者部会において障害者総合支援法施行3年目途の見直しに関する計45関係団体のヒアリングが終わる ～次回以降、個別論点の協議へ～

障害者総合支援法施行3年目途の見直し検討を行っている社会保障審議会障害者部会（部会長：駒村康平慶應義塾大学教授）は、第62回(5月29日)～第65回(6月15日)の計4回にわたり、「障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理ワーキンググループ」でとりまとめられた見直し検討の論点等に対する関係団体からのヒアリングを、計45団体に対して行いました。

[第62回障害者部会でのヒアリング対象団体 ※10団体]

- (一財) 全日本ろうあ連盟、(一社) 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会、
(社福) 全国盲ろう者協会、全国手をつなぐ育成会連合会、
(公社) 日本看護協会、(公社) 日本精神科病院協会、
全国社会就労センター協議会（セルフ協）、全国就労移行支援事業所連絡協議会、
(特非) 全国就業支援ネットワーク、きょうされん

〔第63回障害者部会でのヒアリング対象団体 ※10団体〕

- (一財) 日本筋ジストロフィー協会、(公財) 全国脊髄損傷者連合会、
- (一社) 日本ALS協会、(公財) 日本知的障害者福祉協会
- 全国身体障害者施設協議会、(特非) 全国地域生活支援ネットワーク
- (特非) 日本相談支援専門員協会、
- 障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会、
- (特非) D P I 日本会議、全国自立支援センター協議会

〔第64回障害者部会でのヒアリング対象団体 ※13団体〕

- (社福) 日本盲人会連合、(特非) 日本失語症協議会、(特非) 日本脳外傷友の会、
- (一社) 日本難病・疾病団体協議会、(特非) 難病のこども支援全国ネットワーク、
- (公社) 日本医師会(※資料提出のみ)、(公社) 全国精神保健福祉会連合会、
- (公社) 日本精神保健福祉士協会、(特非) 全国精神障害者地域生活支援協議会(「あみ」)、
- (一社) 日本精神保健福祉事業連合、全国精神障害者社会福祉事業者ネットワーク、
- (一社) 日本精神科看護協会、全国「精神病」者集団

〔第65回障害者部会でのヒアリング対象団体 ※12団体〕

- (一社) 日本自閉症協会、(一社) 日本発達障害ネットワーク、
- (一社) 全国児童発達支援協議会、(社福) 日本身体障害者団体連合会、
- (社福) 全国重症心身障害児(者)を守る会、
- (公社) 日本重症心身障害福祉協会、全国重症心身障害日中活動支援協議会、
- (一社) 全国肢体不自由児者父母の会連合会、全国肢体不自由児施設運営協議会、
- 全国知事会、全国市長会、全国町村会

■各団体として、絞り込んだ具体的な提案と、その財源確保の方途に関する意見が求められる

これまでの障害者部会では、藤井厚労省障害保健福祉部長や一部の部会委員より、国の財政が極度に逼迫している中、制度の持続可能性が大きな課題であること、制度の理想を語るだけではなく現実に向き合った議論が必要であること、意見の投げっぱなしではなく、どう落としどころをつけていくかの議論が必要であり、あれもこれも要望するようなことは、限られた時間内での議論においては何も言っていないことに等しい、等の意見が上がっていたところです。

ヒアリング初回となった第62回障害者部会においても、各団体の意見に対し、「具体的な提案」やそれを実現するための「財源」確保に関する回答を求める質問が多く、委員から寄せられました。とくに、「今回の意見を提出するにあたって、『この点の拡充を求めるから、この点が削減されることは認める』といったことも考えてまとめたのか。これだけ国の財政が厳しいと言われている中で、拡充だけを求める意見は社会からとても理解は得られない。予算が増えることにつながる意見をするのであれば、その財源をどこから持ってくるか具体的な案をもって意見すべきだ」等の厳しい意見もありました。

以降のヒアリング時においても、団体の意見に対しては、「あれもこれもではなく、国民に向かって訴えたいポイントを団体として絞り込んでいるのか」、「例えば財務省からみた際に、ここが見直しの論点になりうると考える事項について説明されたい」等の質問が出されていました。

次回7月7日(火)からは、個別論点についての議論が月2回程度のペースで始まり、その初回は「常時介護を要する障害者等に対する支援」について協議される予定です。

その後、7月14日(火)、24日(金)と議論が進められる予定であり、11月～12月を目途にとりまとめを行う予定としています。

[厚生労働省]

審議会・研究会等>社会保障審議会(障害者部会)>社会保障審議会障害者部会(第62回)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000086843.html>

審議会・研究会等>社会保障審議会(障害者部会)>社会保障審議会障害者部会(第63回)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000087664.html>

審議会・研究会等>社会保障審議会(障害者部会)>社会保障審議会障害者部会(第64回)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000088399.html>

審議会・研究会等>社会保障審議会(障害者部会)>社会保障審議会障害者部会(第65回)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000088727.html>

2. 第21～22回障害者政策委員会とワーキングセッションによるテーマ毎の検討が進められる～次回から「議論の整理」へ～

内閣府の障害者政策委員会(委員長:石川准静岡県立大学教授)では、障害者権利条約に基づく政府報告作成に向けた、第3次障害者基本計画の実施状況の監視について議論を進めています。

平成27年5月29日(金)に第21回障害者政策委員会が開催され、前国連障害者権利委員会委員長のロン・マッカラム氏の講演と、第3次障害者基本計画の分野別施策の推進状況について、関係省庁のヒアリングが行われました。さらに、「生活支援」「保健・医療」「教育、文化芸術活動・スポーツ等」「生活環境」のテーマについて議論が進められ、続く第22回政策委員会においては「安心・安全」「差別の解消及び権利擁護の推進」「行政サービス等における配慮」「国際協力」および「推進体制」等について議論が進められました。

併せて、「情報アクセシビリティ」「精神障害者・医療ケアを必要とする重度障害者等の地域移行の支援など」「成年後見制度も含めた意思決定支援など」「インクルーシブ教育システム、雇用など」の、特に重要とされるテーマについて設けられた4つのワーキングセッションにおいても検討が進められました。

今後は、障害者政策委員会事務局において「議論の整理案」を作成し、それをもとに委員会での「議論の整理」を行っていき、外務省からの政府報告案と併せて議論したうえで、政府報告案を9月下旬頃には取りまとめる予定としています。

なお、次回第23回障害者政策委員会は、7月10日(金)に開催されます。

ロン・マッカラム氏講演のポイント(一部)

(文責・事務局)

- ・政府報告は障害者権利条約発効後2年以内(2016年2月19日まで)に報告が必要
- ・報告の代表団に1人は障害当事者を含むことが望ましい(報告を受ける委員会のメンバーはほとんどが障害者)

- ・独立したモニタリング機関からも出席すると良い。日本も障害者政策委員会の石川委員長が独立して発言できるようにすべき
- ・良い政府報告とは、正直な報告である。その国が障害者権利条約の批准により、できたこと、まだできていないこと、何が課題であるかを報告してほしい
- ・条約に批准するまでのプロセス（批准までに改善してきたこと等）も報告に含めて良い（条約に批准してから改善に取り組む国もあるが、日本は諸制度等を改善してから条約に批准した）
- ・政府報告から審査まで数年のタイムラグがある。その間に改善された事項は、審査（「建設的対話」のプロセスで追加して報告できる。
- ・「建設的対話」での報告時間は20～25分程度である。これはその後の対話（質疑）を十分に行うためである。
- ・「建設的対話」は、報告された国の課題に関して、国連の障害者権利委員会の委員から各国の知見での成功例や課題等の知見を提供するなどして、どう問題を解決するかを話す場でもある
- ・2008年に権利条約に批准したオーストラリア（ロン氏の母国）でも「建設的対話」でのやりとりを通じて、様々な示唆が得られた。

（資料より一部転載）

障害者政策委員会における第3次障害者基本計画の実施状況の監視に係る
今後のスケジュールについて（案）

7月上旬 第23回政策委員会〔3時間〕
・各ワーキング・セッションから議論概要の報告（「議論の整理（たたき台）」の提示） ・意見交換 ➡終了後、事務局において「議論の整理（たたき台）」に修文・追加等を行い、「議論の整理案」を作成
8月上旬 第24回政策委員会〔3時間〕
・改めて、全分野にわたる再度の議論 ➡「議論の整理（全体版）」のとりまとめ
8月下旬 第25回政策委員会〔3時間〕
・外務省から政府報告案の提示＋「議論の整理（全体版）」に則り議論
9月下旬 第26回政策委員会〔3時間〕
・外務省から政府報告案修正版の提示＋「議論の整理（全体版）」に則り議論 ➡「政府報告案」のとりまとめ

[内閣府]

障害者政策委員会 > ワーキングセッションⅣ：情報アクセシビリティ①

http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/ws4/index.html

障害者政策委員会 > ワーキングセッションⅡ：精神障害者・医療ケアを必要とする重度障害者等の地域移行の支援など①

http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/ws2/index.html

障害者政策委員会 > ワーキングセッション I : 成年後見制度も含めた意思決定支援など①

http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/ws1/index.html

障害者政策委員会 > ワーキングセッション III : インクルーシブ教育システム、雇用など①

http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/ws3/index.html

障害者政策委員会 > ワーキングセッション IV : 情報アクセシビリティ②

http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/ws4/270601/index.html

障害者政策委員会 > ワーキングセッション II : 精神障害者・医療ケアを必要とする重度障害者等の地域移行の支援など②

http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/ws2/270601/index.html

障害者政策委員会 > ワーキングセッション III : インクルーシブ教育システム、雇用など②

http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/ws3/270605/index.html

障害者政策委員会 > ワーキングセッション I : 成年後見制度も含めた意思決定支援など②

http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/ws1/270612/index.html

3. 財政制度等審議会「財政健全化計画等に関する建議」がとりまとめられる

6 月 1 日（月）に財務省の財政制度等審議会が「財政健全化計画等に関する建議」（以下、建議）をとりまとめました。財政健全化計画は、平成 28 年度の予算編成作業が本格化する前の 6 月末を目途に内閣府「経済財政諮問会議」においてとりまとめられる予定であり、建議は同日開催された経済財政諮問会議（平成 27 年第 8 回）においてその概要が報告されました。

建議の中では、社会保障分野における歳出改革と具体的方策の箇所、「障害福祉」についても以下の内容が盛り込まれています。これまでの社保審障害者部会においても厚生労働省や一部委員から言及のあった、4 月 27 日に開催され社会保障制度改革や効率化の方策について協議された財政制度分科会における検討資料の中の障害福祉に係る内容とほぼ同じ内容です。

財政健全化計画等に関する建議

（※_____は事務局にて付記）

Ⅱ. 各歳出分野における歳出改革の方針と具体的方策

1. 社会保障

（3）障害福祉

障害福祉については、今後もサービス需要の伸びが見込まれる中で、真に支援を必要とする者に必要な支援を確実に行き届かせるとともに、サービス提供を効率的なものとするにより、制度の持続可能性を確保していくことが重要である。

平成 28 年においては、障害福祉サービスの在り方等について、障害者総合支援法の施行後 3 年を目途とした見直しを行うことされている。この見直しに当たっては、不合理な地域差の改善など執行面における適正化に加え、地域の実情に応じ効率的にサービスを提供する仕組みの活用など障害者の自立や就労を支援するための効率的なサービス提供の在り方、障害支援区分の導入対象サービスの拡大など必要となる支援の度合いに応じたサービス提供の在り方、制度を支える財源・利用者負担の在り方等について幅広く検討を行い、制度の持続可能性の確保を図るべきである。

経済財政諮問会議では、民間議員がまとめた財政健全化に向けた「計画のフレームについて」も報告されました。2020 年度の財政健全化目標を実現するために、「2018 年度までを集中改革期間とし、2015 年度から歳出改革に着手（公的分野の産業化、インセンティブ改革、見える化を推進し、歳出の中身を大胆に入れ替え、国・地方の歳出の質を改善）し、政策効果が乏しい歳出は徹底して削減し、政策効果の高い歳出に転換（ワイズスペンディング）する」「改革初年度に当たる 2016 年度予算においては、診療報酬の改定を含め、不退転の決意で制度改革等を大きく前進させる」ことが主張されています。

以下、「財政健全化計画等に関する建議」の概要の社会保障の部分、民間議員提出の「計画のフレームについて」の歳出・歳入改革の基本的考え方の部分を掲載していますので、ご参照ください。

財政健全化計画等に関する建議（概要）〔「社会保障」部分を抜粋〕

○ 団塊の世代が後期高齢者になり始める 2020 年度に向けて、医療・介護を中心に制度改革に取り組み、経済雇用情勢の好転等や医療の効率化の効果と相まって、今後 5 年間の社会保障関係費の伸びを少なくとも「高齢化による伸び」（年 0.5 兆円弱）に相当する伸びの範囲内とする。

※ 直近 3 年間の社会保障関係費の伸びは、消費税増収分を活用した充実分等を除き「高齢化による伸び」に相当する範囲内に抑制。

※ 今後 5 年間の社会保障関係費の伸びは、消費税増収分を活用した社会保障の充実等とあわせると、年平均 2 %以上となる。

〔医療・介護〕

（国民皆保険を維持するための公的保険給付範囲の見直し）

- ・ 後発医薬品使用割合目標の 29 年度内 80 %への引上げ、30 年度から後発医薬品がある先発医薬品の保険給付額を後発医薬品価格までとする制度への移行
- ・ 市販品類似薬の公的保険からの除外、かかりつけ医の推進等も踏まえた受診時定額負担等の導入
- ・ 生活援助サービス及び福祉用具貸与等の原則自己負担化、通所介護等の地域支援事業への移行 等（サービス単価の抑制）
- ・ 薬価調査に基づく 薬価のマイナス改定分は診療報酬本体の財源としない
- ・ 診療報酬本体・介護報酬のマイナス改定、調剤報酬の適正化
（年齢や就業先に関わらない負担能力に応じた公平な負担）
- ・ 高額療養費制度の見直し、75 歳以上の医療費定率負担の原則 2 割負担化、介護保険制度の 2 割負担対象者の対象拡大及び月額上限の見直し、金融ストックも勘案した負担能力判定の仕組みの導入
- ・ 前期高齢者医療費納付金と介護納付金の総報酬割への移行 等
（医療の効率化等）
- ・ 病床の機能分化・医療費の不合理な地域差解消に向けた枠組み強化
- ・ データに基づく外来医療費の地域差解消の枠組み構築、ICT 等を活用した医療の無駄排除、予防の推進に向けた枠組み強化

〔生活保護〕

○ 保護脱却の推進、医療扶助費の適正化、最低限度の生活保障としてのきめ細かい扶助基準

の在り方等を検討する。

[年金]

- マクロ経済スライドによる調整が極力先送りされないような見直しや支給開始年齢の更なる引上げ等

[子育て]

- 更なるサービス充実の要請に応えるための、事業主負担の拡大

「計画のフレームについて」

(※_____はセルブ協事務局による追記)

(歳出・歳入改革の基本的考え方)

- (1) 経済再生なくして財政健全化なし。四半世紀ぶりの経済再生を持続することが最重要。さらに実質 2 %以上、名目 3 %以上の経済成長のために歳出・歳入改革が不可欠。国・地方の P B 赤字の対 G D P 比を縮減し、2020 年度には黒字化する。
- (2) 2018 年度までを集中改革期間とし、2015 年度から歳出改革に着手（公的分野の産業化、インセンティブ改革、見える化を推進し、歳出の中身を大胆に入れ替え、国・地方の歳出の質を改善）し、政策効果が乏しい歳出は徹底して削減し、政策効果の高い歳出に転換（ワイズスペンディング）する。
- (3) 特に、改革初年度に当たる 2016 年度予算においては、診療報酬の改定を含め、不退転の決意で制度改革等を大きく前進させる。2017 年度には消費税率の再引上げが予定されており、デフレに戻らない強靱な経済構造を構築するとともに、経済状況等を踏まえ、必要に応じて機動的に対応する。また、民需主導の持続的経済成長が定着・拡大する本計画後半には、歳出改革の取組をさらに強化する。
- (4) 専門調査会を設置し、改革を具体化するとともに、見える化を通じて取組及びその成果をモニターし、P D C A を回し、計画の実効性を担保。集中改革期間は本計画の推進に集中。
- (5) こうした取組を推進するに当たって、毎年度進捗状況について評価する。特に、2018 年度においては P B 赤字の対 G D P 比について、▲ 1 %程度を目安とする。仮に、その目安に到達していないと判断される場合には、デフレ脱却・経済再生を堅持する中で歳出面・歳入面においてとるべき措置を検討し、2020 年度の財政健全化目標を実現する。

[財務省] トップページ>財務省について>審議会・研究会等>財政制度等審議会>財政制度等審議会
財政制度分科会>答申・報告等>財政健全化計画等に関する建議

http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/report/zaiseia270601/index.htm

[内閣府] ホーム>内閣府の政策>経済財政政策>経済財政諮問会議>平成 27 年 会議情報一覧>第 8 回会議資料 <http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2015/0601/agenda.html>

4. 社会福祉法人広報強化セミナー受講者募集

全国社会福祉協議会では、都道府県・指定都市・市区町村社会福祉協議会並びに社会福祉法人・福祉施設で広報活動を担当するリーダー等を対象に毎年社会福祉法人広報強化セミナーを開催しています。

今回の広報強化セミナーでは、「社会福祉法人の存在意義を発信する戦略的広報」をテーマに、社会福祉法人が今後、国民の信頼を得て、より一層地域コミュニティに根ざした取り組みを展開するためにどのような広報戦略と広報実践が必要なのか、学びあうことを目的に開催します。

【主催】全国社会福祉協議会・政策企画部広報室

【日程】平成27年8月31日(月)～9月1日(火)

【対象】都道府県・指定都市・市区町村社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設で広報活動を担当するリーダー等

【会場】全国社会福祉協議会会議室（新霞が関ビル5階）

東京都千代田区霞が関3-3-2

【講師等】

実践報告 「公益活動の展開、社協・福祉施設の協働と広報」

神奈川県社会福祉協議会福祉サービス推進部ライフサポート担当課長 大関晃一氏

講義・演習 「社協、社会福祉法人・福祉施設の戦略的広報と実践に取り組む(仮)」

＜Ⅰ 社協職員コース＞東海大学文学部広報メディア学科教授 河井孝仁氏

＜Ⅱ 施設職員コース＞田園調布学園大学社会福祉学科教授 村井祐一氏

【定員】100名

【参加費】10,000円(旅費・宿泊費は別途)

【締切】平成27年8月10日(月) ※定員に達し次第締め切ります。

【詳細・申込】研修の詳細や申し込み下記URLをご参照ください。

<http://zenshakyō.net/download/kaisaiyoko.pdf>